

長野県優良産廃処理処理業者認定制度の手引 新旧対照表

改 正					現 行				
(略)					(略)				
2 事業の透明性に係る基準 (略)					2 事業の透明性に係る基準 (略)				
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上)	○	○	⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については一年に一回以上)	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先を開示することの可否	変更の都度		○	⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○					
(略)					(略)				
5 財務体質の健全性に係る基準					5 財務体質の健全性に係る基準				
財務体質の健全性について、次の(1)～(5)のいずれにも適合している必要があります。					財務体質の健全性について、次の(1)～(4)のいずれにも適合している必要があります。				
(1) 直前三年の各事業年度における自己資本比率 ^{※1} が <u>ゼロ</u> 以上であること。					(1) 直前三年の各事業年度の <u>うちいずれかの事業年度</u> における自己資本比率が <u>百分の十</u> 以上であること。				
(2) <u>次のア又はイのいずれかの基準に該当すること。</u>									
ア <u>直前三年の各事業年度の<u>うちいずれかの事業年度</u>における自己資本比率が百分の十以上であること。</u>									
イ <u>前事業年度における営業利益金額等^{※2}がゼロを超えること。</u>									
(3) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等 ^{※3} の平均額がゼロを超えること。					(2) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額がゼロを超えること。				
(4) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものが <u>ない</u> こと。					(3) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものが <u>ない</u> こと。				

(5) 法第8条の5第1項（法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※¹ 貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値

※² 損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

※³ 損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額

第3 認定申請手続（略）

○ インターネットによる情報公開に係る書類

※なお、以下の書類は、法施行規則第9条の2第4項等による環境大臣の指定を受けた者が作成した書類の提出に代えることができます。

(略)

(4) 法第8条の5第1項（法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第3 認定申請手続（略）

○ インターネットによる情報公開に係る書類（略）

(略)